

「在宅医療・在宅介護の推進」に関する論点（案）

（医療提供体制に関する論点 その2）

1. 在宅診療提供体制の充実

① 診療所の外来機能要件の撤廃

- 現在、健康保険法の趣旨から、保険医療機関に「外来応需の体制を有していること」を求める解釈上の運用がなされており、在宅医療を専門に行う診療所にとって外来診療の前提が制約要件となっているとの指摘がある。
- 在宅医療を主として行う診療所開設において、診療所の外来機能要件を撤廃してはどうか。

2. 医療従事者の在宅医療・介護への参加推進

① 医療機関の薬剤師による居宅療養管理指導の算定基準の緩和

- 現在、介護報酬上、薬局からの薬剤師による居宅療養管理指導は医療機関の訪問診療日と同一日で算定できるのに対して、医療機関の薬剤師は居宅療養管理指導を算定できないため、医療機関の薬剤師による在宅医療への参加が妨げられているとの指摘がある。
- 医療機関の薬剤師による居宅療養管理指導の算定基準の緩和を行ってはどうか。

3. 介護施設への訪問診療の算定

① 特別養護老人ホームに対する外部の医療機関による訪問診療

- 特別養護老人ホームには人員配置基準により医師が必要数配置されている前提のもと、末期の悪性腫瘍や緊急の場合等を除き、他の医療機関が医療行為を行っても診療報酬が算定されない。一方、特別養護老人ホームの医師は非常勤の嘱託医が多く、患者が必要とする際に医師が不在であることが多いとの指摘がある。
- 外部の医療機関による特別養護老人ホームへの訪問診療を可能としてはどうか。

② ショートステイ施設への訪問診療の算定緩和

- 保険診療上、訪問診療が受けられるのは、医療機関等の定められた施設か自宅等の普段生活している場所に限られる。そのため、患者はショートステイ利用時に訪問診療を受けることができず、継続的な医学管理に不具合が生じているとの指摘がある。
- 保険診療上、ショートステイ施設への訪問診療を認めてはどうか。

4. 訪問診療のサポート体制整備

① 出張所の届出

- 医療機関が都道府県に届け出た住所以外の場所に出張所を設けた場合、当該住所は登録されていないために、市町村からの郵送物が届けられなかったり、医薬品・医療機器卸売業者からの納品が受けられなかったりする不都合が生じているとの指摘がある。
- 医療機関が出張所の住所を登録できる仕組みを導入してはどうか。

② 医薬品・医療機器等の小分け販売制度の導入

- 在宅医療を行う診療所では、多種類の医薬品・医療機器等を使用するが、それぞれの使用頻度は少ないため、大量の不良在庫が生じているとの指摘がある。
- 卸売業者による医薬品・医療機器等の小分け販売の推進や医療機関間における小分け品の譲渡・転売を認めてはどうか。

③ 医薬品・衛生材料の提供

- 在宅医療を行う場合、医療機関が医薬品・衛生材料を提供しなければならないが、医療機関から十分に提供されないため、訪問看護ステーション又は患者自身が薬局等で購入し使用することがあるとの指摘がある。
- 医療機関が十分な医薬品・衛生材料を適時に提供できる仕組みを構築してはどうか。

5. その他

① 末期の悪性腫瘍患者に対する介護認定基準の見直し

- 終末期の悪性腫瘍患者は、急激な病状悪化によりADL（日常生活動作）が急速に低下するが、要介護度の変更の認定には時間を要するため、十分な介護サービスが受けられないとの指摘がある。
- 末期の悪性腫瘍患者は、最低でも2以上の要介護度が認定されるように介護認定基準を見直してはどうか。

以上